

# 柏市立富勢小学校 いじめ防止基本方針

令和7年度

## 1. 基本理念

全ての児童は、学校内外において、いじめのない安心した環境の中で学習その他の活動に取り組むことが保障されなければならない。また、いじめは、いじめを受けた児童への様々な影響を考え、その軽重に関わらず、人間関係において決してあってはならない事を確認し、全ての児童がいじめ防止に対する理解を深めると共に、学校・保護者・地域・関係団体・児童が一体となっていじめ防止・早期発見・迅速な対応に努め、いじめ撲滅に向けて強い決意で臨まなければならない。

なお、学校いじめ防止基本方針策定の際は、その内容を保護者や地域住民、児童生徒にも検討してもらい、策定後の取り組みが円滑に進められるようにする。

## 2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

## 3. 組織及び組織図

いじめ防止のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を設置する。メンバーは、校長・教頭・教務主任・生徒指導主任・教育相談担当・養護教諭、学年主任、特別支援コーディネーターとし、事案が発生した時は当該教諭を加えた臨時いじめ防止対策委員会を開催する。

また、必要に応じ外部の専門家（スクールカウンセラー等）や保護者代表、学校運営協議会委員を加える。

「いじめ防止対策委員会」は学期1回（年3回）を定例とし、必要に応じ開催する。

＜組織図 資料①＞

## 4. いじめの未然防止について

＜いじめ防止のための具体的な対応＞

- ①児童の豊かな情操と道徳心を培うため、道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- ②いじめに対する認識を共有し、児童、保護者、職員が一丸となっていじめの撲滅に努めるための「いじめ防止対策委員会」を設置する。
- ③事実確認を第一とし、それぞれが情報を共有すると共に、いじめに対しては、組織で対応することを確認する。
- ④いじめの発生を未然に防ぐため、日常の観察、情報収集等、小さなことも見逃さない目を持つための教職員の研修会を開催する。
- ⑤いじめ防止の啓発活動に重点を置き、いじめを許さない環境を構築する。
- ⑥いじめが発生したときの対応をあらかじめ定めておく。
- ⑦児童…保護者への日常の啓発活動に努める。  
(標語・ポスターの作成・掲示、いじめ防止啓発月間)
- ⑧人との関わりを重視した体験活動や交流活動を授業に位置づける。

⑨道徳の授業を見直し、改善する。

## 5. いじめの早期発見のために

- ① 学期 1 回の教育相談週間の実施。
- ② 学期 1 回のなかよしアンケートを実施する。
- ③ 教師間の連携、生徒指導組織の活用により、いじめ情報の発掘に努める。
- ④ 気になる行動を見逃さない、気になる発言を聞き逃さない、そして、情報は声に出して発信する意識を高める。
- ⑤ アンケート等の保存期間は、児童生徒や保護者から、長期間の経過後にいじめ重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、国のガイドラインや柏市立小中学校の管理規定に則り、指導要録と同様に実施年度の末から 5 年間とする。

＜保護者との連絡はフロー図にて 資料②＞

## 6. いじめの相談・通報体制について

- ①相談ポストの活用（教育相談担当が定期的にポストを確認）を図り、担任以外でも希望する職員に相談できる事を周知する。
- ②学期に 1 回の教育相談週間の活用の他、機会を捉え、適宜相談を受け付ける事を周知する。

## 7. いじめが認知されたときの対応

- ① いじめが確認された場合は直ちに校長に報告するものとし、校長は臨時のいじめ防止対策委員会を開催する。
- ② 速やかに当事者の特定と事実確認をすると共に、いじめを受けた児童の保護者への支援、いじめを行った児童の保護者への指導、助言を行う。
- ③ 事後確認を怠らず、見守る姿勢を常に発信する。
- ④ 状況に応じ、いじめを行った児童については、保護者の理解を得ながら、いじめを受けた児童と別な場所で学習を行うなど適切に対応する。
- ⑤ いじめを知りながらそのままにした場合は、いじめ防止の重要性を再度指導し、反省を求める。
- ⑥ いじめに関わった児童生徒の心身と関係性の修復及び再発防止に努める。
  - I 学校又は保護者の要望に応じて、SV 及び SC を派遣し、必要に応じて、いじめに関わった児童生徒及び保護者に対してのカウンセリングを行う。
  - II いじめが原因で不登校が発生した場合には、教育支援センター、学習相談室への通級・通室によって、いじめに関わった児童生徒の学びの場を確保する。
  - III 教育支援センター及び学習相談室に、それぞれアドバイザーが配置され、学校及び関係機関と連携しながら、いじめに関わった児童生徒を支援する。
  - IV 関係機関と連携をしながら、いじめに関わった児童生徒への指導を継続する。
- ⑦ ネットいじめへの対応については、基本的にはネットトラブルに対して、誠意を持って対応することは当然である。ただし、当事者（書き込みされた被害者、書き込んだ加害者、場を提供しているサービス業者）ではないので、削除や発信者情報開示の代行は厳禁である。

※控訴となった場合、「被告」になる恐れあり。弁護士法第72条「非弁行為」禁止

## 8. 重大事態への対応

① 重大事態の意味【いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 文部科学省平成29年3月（抜粋）】

I 児童生徒が自殺を企画した場合

- ・自殺を企画したが軽傷で済んだ。

II 心身に重大な被害を負った場合

- ・暴行を受け、骨折した。・投げ飛ばされて脳震盪となった。

III 金品等に重大な被害を被った場合

- ・複数の生徒から金品を強要され、総額1万円を渡した。

IV 精神性の疾患を発症した場合

- ・心的外傷後ストレス障害と診断された。

V いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- ・欠席が続き（重大事態の目安である30日には達していない）当該校へは復帰ができないと判断し、転学（退学等も含む）した。

② いじめを受けた児童の生命、心身、財産に重大な被害が生じた時やネット上のトラブルが発生した時は、事実関係をより明確にし、保護者への適切な情報提供をしつつ、教育委員会、関係機関・警察・補導センターとの連携の下、必要な措置を講ずるものとする。「いじめられた子供を守りぬく。」

③ 外部の専門家（スクールカウンセラー等）の適切なアドバイスを受ける。

④ 重大ないじめ事案や児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある犯罪行為と認められた場合には、法第23条第6項に基づき、直ちに警察署生活安全課及び千葉県柏児童相談所に相談・通報を行い、支援を要請する。

## 9. 保護者への対応における配慮事項

法は、いじめの要件をいじめられている児童生徒の主觀を重視した定義に立っている。保護者には、保護者会等で、具体的な事例に即して法第2条の「いじめの定義」の共通理解を促し、どんな小さいじめも初期段階から見過ごさない姿勢を共有する。

## 10. 活動の振り返り

① いじめ防止への取り組みや事案発生時の対応等について、いじめ防止対策委員会で検証し、見直しを図る。

② 基本方針はホームページにて公表する。（更新内容を含む）

## 11. 年間指導計画

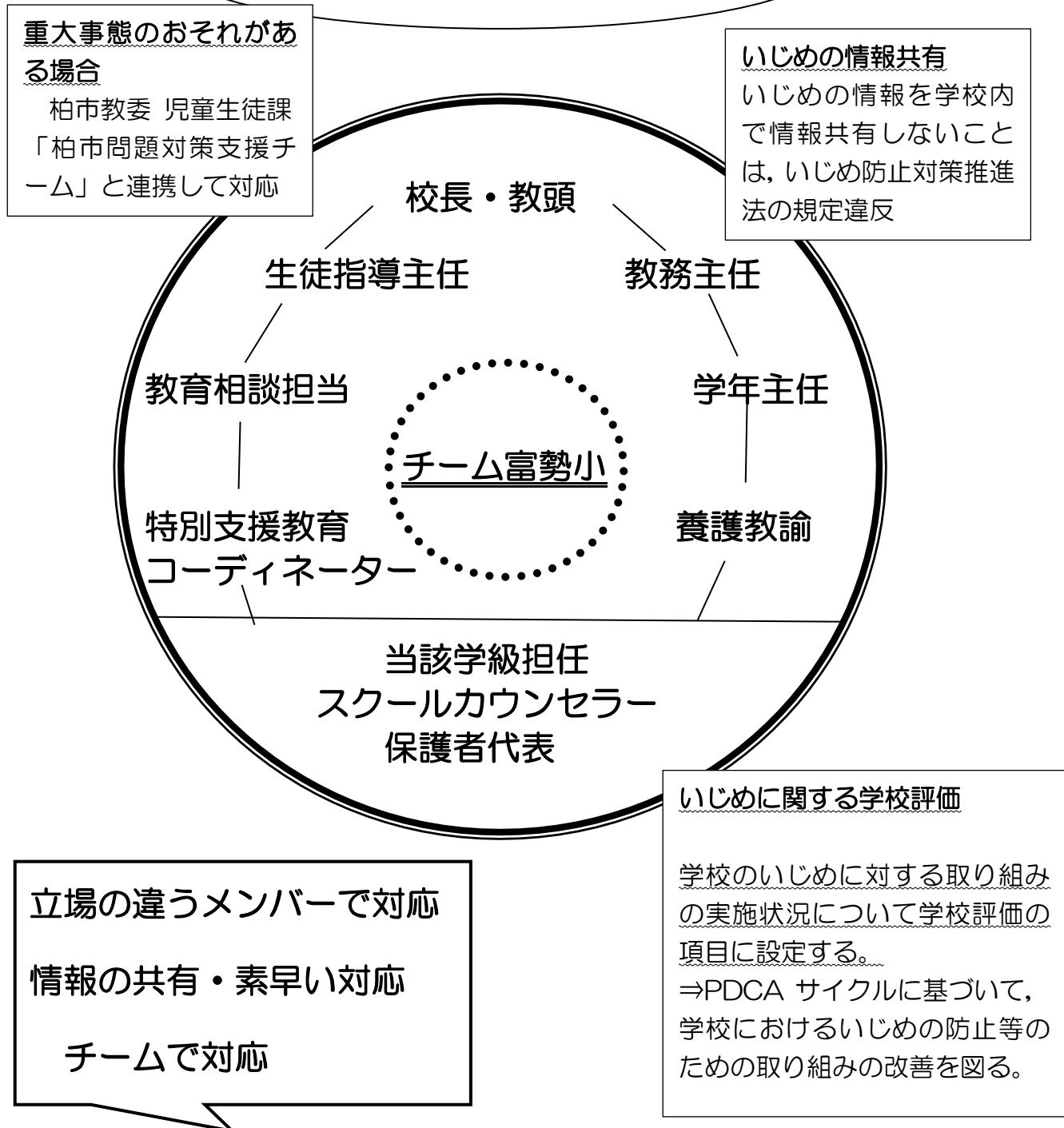
① 学期に1回の教育相談週間を設ける。

② 学期ごとに児童が自らの行動を振る機会をつくる。

③ 6月、11月、3月になかよしアンケートを行う。

④ いじめ防止対策委員会を学期に1回（年3回）開催する。

## いじめ防止対策委員会組織

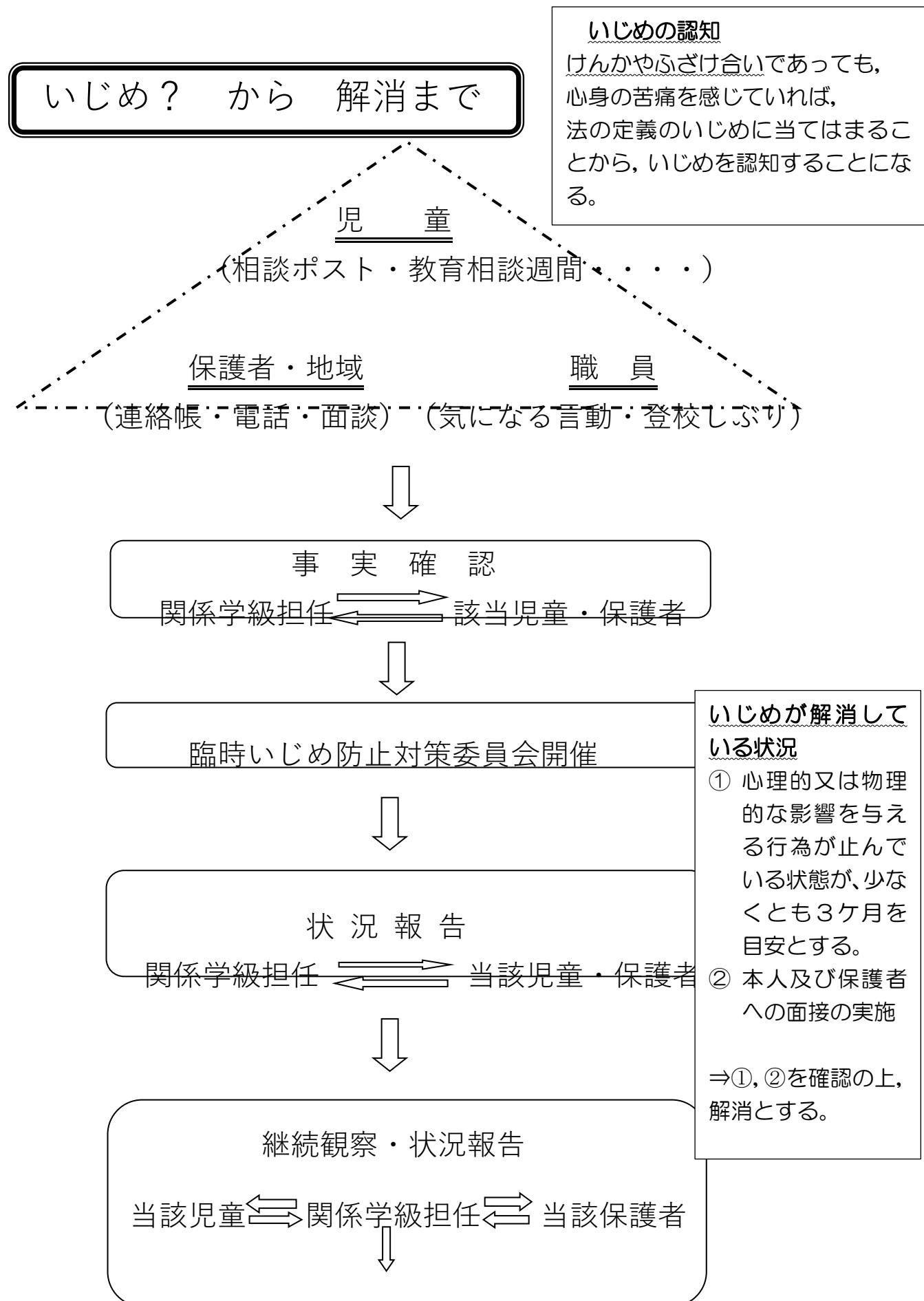


◎いじめの未然防止・早期解決

◎いじめのない学校づくり

特に配慮が必要な児童

- ① 特別な支援を必要とする児童
- ② 外国にルーツのある児童
- ③ 性同一性障害や性的指向・性自認にかかる児童
- ④ 震災に伴う災害によって避難している児童
- ⑤ 感染症等に関する人権の配慮



校長・教頭



重大ないじめや  
ネット上のトラブルが  
起きた時

- ・柏市教育委員会（児童生徒課）との連携  
「柏市問題対策支援チーム」
- ・柏市少年補導センター、警察機関との連携